

# 第97期

---

## 定時株主総会招集ご通知

### 開催日時

---

2023年6月27日(火曜日) 午前10時

受付開始時間 午前9時30分

### 開催場所

---

大阪市北区中之島5丁目3番68号 当会社  
(リーガロイヤルホテル(大阪)2階・桐の間)

### 目次

---

招集ご通知	01
議決権行使についてのご案内	03
株主総会参考書類	05
第1号議案 定款一部変更の件	05
第2号議案 取締役11名選任の件	15
第3号議案 監査役2名選任の件	25
事業報告	27
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告書	53
安全・安心で持続可能な社会の実現に向けて	59
営業情報のお知らせ	61

**株主総会のお土産、待合室でのお飲み物等は  
ご用意しておりません。**

株 主 各 位

(証券コード 9713)  
2023年6月9日  
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)  
大阪市北区中之島5丁目3番68号  
株式会社 ロイヤルホテル  
代表取締役社長 蔭 山 秀 一

## 第97期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.royalhotel.jp/stock/index.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ロイヤルホテル」または「コード」に証券コード(9713)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙のご郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ3頁～4頁の案内に従って、2023年6月26日(月)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時 2023年6月27日(火)午前10時  
 受付開始時間 午前9時30分
- 2.場 所 大阪市北区中之島5丁目3番68号 当会社  
 (リーガロイヤルホテル(大阪)2階・桐の間)

3.会議の目的事項

- 報告事項 第97期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類、計算書類  
 ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件  
 第2号議案 取締役11名選任の件  
 第3号議案 監査役2名選任の件

以上

株主総会の運営についてのご案内

政府により新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、感染症対策は個人の判断を基本とすることになりました。この方針変更を踏まえ、当社からマスクの着用などの感染対策をお願いすることはいたしませんので、株主様のご来場にあたりましては、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

但し、体調不良と見受けられる方は、運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。

なお、当社役員及びスタッフは、マスクを着用しない予定です。

また、当日は、お土産配布及び待合室でのお飲み物等のご提供はございません。

電子提供制度についてのご案内

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

なお、次回以降の株主総会資料につきましては、送付形式が決まり次第、適切な方法で株主様へご案内する予定です。

## 議決権行使についてのご案内



### 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を

**会場受付にご提出**ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



### 書面による議決権行使

書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、

**2023年6月26日(月曜日)午後5時30分までに到着**

するようご返送ください。なお、議決権行使書面において、議案に賛否の表示が無い場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



### インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使することができますので、次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、画面の案内に従って賛否を

**2023年6月26日(月曜日)午後5時30分までにご入力**ください。

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネットによって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- インターネットに関する費用(接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様へご送付する書面には記載しておりません。したがって、株主様へのご送付書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
- (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

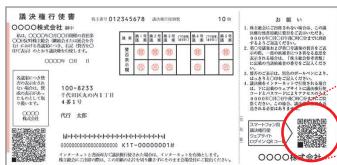
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

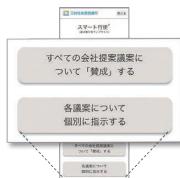
### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード・パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインのうえ、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

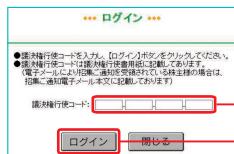
### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト | <https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

 0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

本年3月31日付でB種優先株式及びC種優先株式を全て消却したため、B種優先株式及びC種優先株式に関する規定を削除するものです。

また、資本政策を機動的に遂行することが可能となるよう、変更案のとおり第7条を新設するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<中略>	<中略>
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>20,500,000株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は20,000,000株、第2章の2に規定するA種優先株式の発行可能種類株式総数は300,000株、 <u>第2章の3に規定するB種優先株式の発行可能種類株式総数は40,000株、第2章の4に規定するC種優先株式の発行可能種類株式総数は160,000株とする。</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>20,300,000株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は20,000,000株、第2章の2に規定するA種優先株式の発行可能種類株式総数は300,000株とする。
2 当会社の発行するA種優先株式の株主(以下「優先株主A」という。) <u>は、当会社の株主総会において議決権を行使できないものとする。</u>	2 当会社の発行するA種優先株式の株主(以下「優先株主A」という。) <u>は、当会社の株主総会において議決権を行使できないものとする。</u>
<新設>	(自己の株式の取得) 第7条 <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、普通株式は100株、A種優先株式は1000株、B種優先株式は1株、C種優先株式は1株とする。	(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、普通株式は100株、A種優先株式は1000株とする。
第8条～第10条 (条文省略)	第9条～第11条(条数繰り下げ) (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章の2 A種優先株式	第2章の2 A種優先株式
<p>(A種優先株式への剰余金の配当)</p> <p>第10条の2</p> <p>当社は、優先株主AまたはA種優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者A」という。)に対し、普通株式を有する株主(第2章の2では「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(第2章の2では「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、第2項に定める額の剰余金(以下「本優先配当金」という。)を配当する。但し、第10条の5に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を配当する。</p> <p>2 1株当たりの本優先配当金の額は、本優先株式1株当たりの払込金額にそれぞれの事業年度ごとに第3項で定める配当年率を乗じて算出した金額を上限とする。</p> <p>3 配当年率は、各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">配当年率＝日本円TIBOR(6ヶ月物) + 0.75%</p> <p style="padding-left: 2em;">日本円TIBOR(6ヶ月物)は、取締役会が決定する時点における全国銀行協会またはこれに準じるものが公表する数値またはその平均値とする。</p> <p>(非累積条項)</p> <p>第10条の3</p> <p>ある事業年度において優先株主Aまたは優先登録株式質権者Aに対して支払う1株当たりの配当金の額が第10条の2に定める本優先配当金の上限に達しない場合においても、その差額は翌事業年度に累積しない。</p> <p>第10条の4～第10条の11 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の3 B種優先株式</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>第10条の12</p> <p>当社は、第36条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「優先株主B」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下、優先株主Bと併せて「優先株主B等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。)および優先株主Aまたは優先登</p>	<p>(A種優先株式への剰余金の配当)</p> <p>第11条の2</p> <p>当社は、優先株主AまたはA種優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者A」という。)に対し、普通株式を有する株主(第2章の2では「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(第2章の2では「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、第2項に定める額の剰余金(以下「本優先配当金」という。)を配当する。但し、第11条の5に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を配当する。</p> <p>2 1株当たりの本優先配当金の額は、本優先株式1株当たりの払込金額にそれぞれの事業年度ごとに第3項で定める配当年率を乗じて算出した金額を上限とする。</p> <p>3 配当年率は、各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">配当年率＝日本円TIBOR(6ヶ月物) + 0.75%</p> <p style="padding-left: 2em;">日本円TIBOR(6ヶ月物)は、取締役会が決定する時点における全国銀行協会またはこれに準じるものが公表する数値またはその平均値とする。</p> <p>(非累積条項)</p> <p>第11条の3</p> <p>ある事業年度において優先株主Aまたは優先登録株式質権者Aに対して支払う1株当たりの配当金の額が第11条の2に定める本優先配当金の上限に達しない場合においても、その差額は翌事業年度に累積しない。</p> <p>第11条の4～第11条の11(条数繰り下げ) (現行どおり)</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>録株式質権者 A (以下、優先株主 A および優先登録株式質権者 A を併せて「優先株主 A 等」という。)に先立ち、B 種優先配当金として、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払 B 種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率 8.5% を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(同日を含む。 ) から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。 ) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日として日割計算により算出される金額(以下「B 種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。 )。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、次条に定める B 種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が B 種優先株式を取得した場合、当該 B 種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B 種優先配当金に、優先株主 B 等が権利を有する B 種優先株式の数乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 ある事業年度において、優先株主 B 等に対して支払う 1 株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係る B 種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払 B 種優先配当金」という。 ) は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当社は、優先株主 B 等に対して、B 種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(B 種期中優先配当金) 第 10 条の 13 当社は、第 37 条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。 ) とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。 ) をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主 B 等に対して、普通株主等および優先株主 A 等に先立ち、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払 B 種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率 8.5% を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。 ) から当該期中配当基準日(同日を含む。 ) までの期間の実日数につき、365 日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。 ) の金銭による剰余金の配当(以下「B 種期中優先配当金」という。 ) を支払う。た</p>	<p>〈削除〉</p>

現行定款	変更案
<p>だし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、B種期中優先配当金に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(残余財産の分配) 第10条の14 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主B等に対して、普通株主等に先立って、B種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるB種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、B種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、B種基本償還価額算式および控除価額算式における「B種償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「解散前支払済B種優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本償還価額相当額から控除する。また、B種基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した価額に、優先株主B等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 優先株主B等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(金銭を対価とする償還請求権) 第10条の15 優先株主Bは、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「B種償還請求」という。)ができる。当社は、かかる請求(以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会決定に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p> <p>2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種基本償還価額か</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>ら、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をB種基本償還価額から控除する。また、B種優先株式1株当たりの取得価額に、優先株主BがB種償還請求を行ったB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(B種基本償還価額算式)  <math display="block">\text{B種基本償還価額} = 50,000\text{円} \times (1 + 0.085)^{m+n/365}</math></p> <p>払込期日(同日を含む。)からB種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「<math>m+n/365</math>」は「<math>(1+0.085)</math>」の指数を表す。</p> <p>(控除価額算式)  <math display="block">\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済B種優先配当金} \times (1 + 0.085)^{x+y/365}</math></p> <p>「償還請求前支払済B種優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたB種優先配当金(B種償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。</p> <p>償還請求前支払済B種優先配当金の支払日(同日を含む。)からB種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「<math>x+y/365</math>」は「<math>(1+0.085)</math>」の指数を表す。</p> <p>3 本条第1項に基づくB種償還請求の効力は、B種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)  第10条の16  当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「B種強制償還日」という。)の到来をもって、B種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるB種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、B種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、B種基本償還価額算式および控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種強制償還日」と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「強制償還前支</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>払済B種優先配当金」(B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金(B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。</p> <p>なお、強制償還前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本償還価額相当額から控除する。また、B種優先株式1株当たりの取得価額に、当社がB種強制償還を行うB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(議決権) 第10条の17 優先株主Bは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(株式の併合または分割等) 第10条の18 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主Bには、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</p> <p>(種類株主総会への準用) 第10条の19 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、B種優先株式に係る種類株主総会について準用する。</p> <p>第2章の4 C種優先株式</p> <p>(C種優先配当金) 第10条の20 当社は、第36条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主(以下「優先株主C」という。)またはC種優先株式の登録株式質権者(以下、優先株主Cと併せて「優先株主C等」という。)に対し、普通株主等および優先株主A等に先立ち、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払C種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属す</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>る場合は、払込期日とする。) (同日を含む。) から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「C種優先配当金額」という。) を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、次条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、C種優先配当金に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 ある事業年度において、優先株主C等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払C種優先配当金」という。) は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当社は、優先株主C等に対して、C種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(C種期中優先配当金) 第10条の21</p> <p>当社は、第37条の規定に従い、期中配当をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主C等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払C種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。) から当該期中配当基準日(同日を含む。) までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「C種期中優先配当金」という。) を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、C種期中優先配当金に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	<p>〈削除〉</p>

現行定款	変更案
<p>(残余財産の分配) 第10条の22</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、優先株主C等に対して、普通株主等および優先株主A等に先立って、C種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるC種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、C種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、C種基本償還価額算式および控除価額算式における「C種償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と、「償還請求前支払済C種優先配当金」を「解散前支払済C種優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をC種基本償還価額相当額から控除する。また、C種基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した価額に、優先株主C等が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 優先株主C等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(金銭を対価とする償還請求権) 第10条の23</p> <p>優先株主Cは、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「C種償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、C種償還請求がなされた日を「C種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会決定に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p> <p>2 C種優先株式1株当たりの取得価額は、C種基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額をC種基本償還価額から控除する。また、C種優先株式1株当たりの取得価額に、優先株主Cが償還請求を行ったC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は</p>	<p>〈削除〉</p>

現行定款	変更案
<p>切り捨てる。</p> <p>(C種基本償還価額算式)  <math>C種基本償還価額 = 50,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n} / 365</math></p> <p>払込期日(同日を含む。)からC種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。</p> <p>(控除価額算式)  <math>控除価額 = 償還請求前支払済C種優先配当金 \times (1 + 0.04)^{x+y} / 365</math></p> <p>「償還請求前支払済C種優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたC種優先配当金(C種償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。償還請求前支払済C種優先配当金の支払日(同日を含む。)からC種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。</p> <p>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、C種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)  第10条の24  <u>当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「C種強制償還日」という。)の到来をもって、C種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。C種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。C種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるC種基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、C種基本償還価額相当額および控除価額相当額は、C種基本償還価額算式および控除価額算式における「C種償還請求日」を「C種強制償還日」と、「償還請求前支払済C種優先配当金」を「強制償還前支払済C種優先配当金」(C種強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金(C種強制償還日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。なお、強制償還前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額をC種基本償還価額相当額から控除する。また、C種優先株式1株当たりの取得価額に、当会社がC種強制償還を行うC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、</u></p>	<p>変更案</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
当該端数は切り捨てる。	
<p>(議決権) 第10条の25 優先株主Cは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	〈削除〉
<p>(株式の併合または分割等) 第10条の26 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主Cには、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</p>	〈削除〉
<p>(種類株主総会への準用) 第10条の27 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、C種優先株式に係る種類株主総会について準用する。</p>	〈削除〉
<p>第2章の5 優先順位</p>	〈削除〉
<p>(優先順位) 第10条の28 普通株主等、優先株主A等、優先株主B等および優先株主C等に対する剰余金の配当(期中配当を含む。以下同じ。)の支払順位は、優先株主B等および優先株主C等に対する剰余金の配当を第1順位(それらの間では同順位)、優先株主A等に対する剰余金の配当を第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第3順位とする。 2 普通株主等、優先株主A等、優先株主B等および優先株主C等に対する残余財産の分配の支払順位は、優先株主B等および優先株主C等に対する残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、優先株主A等に対する残余財産の分配を第2順位、普通株主等に対する残余財産の分配を第3順位とする。 3 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</p>	〈削除〉
<p>第11条～第38条 (条文省略)</p> <p>以上</p>	<p>第12条～第39条(条数繰り下げ) (現行どおり)</p> <p>以上</p>

## 第2号議案 取締役11名選任の件

2023年3月31日付で中川智子氏が辞任し、本総会終結の時をもって取締役全員(9名)が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、1名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当
1	かげやま しゅういち 蔭山 秀一 (再任)	代表取締役社長
2	うえだ ふみかず 植田 文一 (再任)	代表取締役常務執行役員 ホテル運営本部担当(兼)ホテル運営本部長
3	おぎた かつのり 荻田 勝紀 (再任)	代表取締役常務執行役員 経営企画部・ITシステム部・人事部担当(兼)サステナビリティ委員長
4	あさぬま よしまさ 浅沼 吉正 (再任)	取締役常務執行役員 財務部・総務部・監査部担当(兼)コンプライアンス委員長(兼)リスク管理委員長 (兼)財務内部統制委員長(兼)食品安全衛生委員長(兼)サステナビリティ委員会副委員長
5	たぬま なおゆき 田沼 直之 (再任)	取締役執行役員 関連事業本部担当(兼)関連事業本部長
6	まつした まさゆき 松下 正幸 (再任) 社外取締役 独立役員	社外取締役
7	おく まさゆき 奥 正之 (再任) 社外取締役 独立役員	社外取締役
8	おざき ひろし 尾崎 裕 (再任) 社外取締役 独立役員	社外取締役
9	しらい あや 白井 文 (再任) 社外取締役 独立役員	社外取締役
10	おかもと ひろかず 岡本 浩和 (新任) 社外取締役	—
11	なかむら としろう 中村 俊郎 (新任) 社外取締役	—

## 取締役候補者のスキルマトリックス

項目	期待する知見・スキル						
	社会・経済・経営全般に関する見識	経営戦略	リスク管理	サステナビリティ	ホテル経営		
					オペレーション	マーケティング	経営管理
蔭山 秀一	●	●	●	●			●
植田 文一		●		●	●	●	●
荻田 勝紀		●		●	●	●	●
浅沼 吉正			●	●			●
田沼 直之				●	●		●
松下 正幸	●	●	●	●			
奥 正之	●	●	●	●			
尾崎 裕	●	●	●	●			
白井 文	●		●	●			
岡本 浩和	●	●	●	●			
中村 俊郎	●	●	●	●			

※各候補者に特に期待する知見・スキルであり、各候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

<p>候補者番号 <b>1</b></p>	<p>かげやま しゅういち <b>蔭山 秀一</b> 1956年7月4日生</p>	<p>所有する当社の株式数 3,100株</p>
 <p><b>再任</b></p>	<p><b>略歴、地位及び担当</b>  1979年4月 株式会社住友銀行(現・株式会社三井住友銀行)入行  2012年4月 株式会社三井住友銀行取締役(兼)専務執行役員  2014年4月 同行代表取締役(兼)副頭取執行役員  2015年4月 同行取締役副会長  2015年5月 一般社団法人関西経済同友会代表幹事  2017年4月 株式会社三井住友銀行副会長  2017年6月 当社顧問  2017年6月 代表取締役社長(現在に至る)</p> <p><b>重要な兼職の状況</b>  株式会社倉敷国際ホテル：社外取締役  株式会社芝パークホテル：社外取締役  エレコム株式会社：社外取締役</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b>  代表取締役社長として、グループホテル経営の陣頭指揮を執っており、経営の意思決定を適切に行っております。これらのことから引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

<p>候補者番号 <b>2</b></p>	<p>う え だ ふ み か ず <b>植田 文一</b> 1966年8月24日生</p>	<p>所有する当社の株式数 2,100株</p>
 <p><b>再任</b></p>	<p><b>略歴、地位及び担当</b>  1985年4月 株式会社京都グランドホテル(現・株式会社ロイヤルホテル)入社  2016年4月 執行役員  2017年4月 グループサービスマン(人事チーム)・リーガロイヤルホテル東京担当  2017年6月 取締役執行役員  2019年4月 人事部担当  2020年4月 セールス統括部・マーケティング部・ITシステム部担当(兼)経営企画部副担当  2021年4月 セールス統括部・ホテル製品事業部・マーケティング部・ITシステム部担当(兼)経営企画部副担当  2022年6月 代表取締役常務執行役員(現在に至る)  2023年4月 ホテル運営本部担当(兼)ホテル運営本部長(現在に至る)</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b>  代表取締役常務執行役員として、ホテル運営本部の担当役員を務めており、また、過去にグループホテルの社長を務める等、ホテル経営の豊富な知識・経験を有しております。これらのことから引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

<p>候補者番号 <b>3</b></p>	<p>おぎた かつのり <b>荻田 勝紀</b> 1967年3月30日生</p>	<p>所有する当社の株式数 1,700株</p>
 <p><b>再任</b></p>	<p><b>略歴、地位及び担当</b>            1989年4月 当社入社            2016年4月 執行役員            2016年10月 RRH京都オペレーションズ合同会社 出向 リーガロイヤルホテル京都総支配人            2019年4月 当社リーガロイヤルホテル(大阪)副総支配人            2019年6月 取締役執行役員            2019年8月 リーガロイヤルホテル(大阪)総支配人            2022年6月 代表取締役常務執行役員(現在に至る)            財務部・人事部・リーガグラン京都・リーガロイヤルホテル京都担当(兼)財務内部統制委員長(兼)サステナビリティ委員会副委員長            2023年2月 京都事業部・財務部・人事部・リーガロイヤルホテル京都担当(兼)財務内部統制委員長(兼)サステナビリティ委員会副委員長            2023年4月 経営企画部・ITシステム部・人事部担当(兼)サステナビリティ委員長(現在に至る)</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b>            代表取締役常務執行役員として、経営企画、人事等の担当役員を務めており、また過去にリーガロイヤルホテル(大阪)の総支配人を務める等、ホテル運営の豊富な知識・経験を有しております。これらのことから引き続き取締役候補者となりました。</p>	
<p>候補者番号 <b>4</b></p>	<p>あさぬま よしまさ <b>浅沼 吉正</b> 1963年1月1日生</p>	<p>所有する当社の株式数 2,900株</p>
 <p><b>再任</b></p>	<p><b>略歴、地位及び担当</b>            1986年4月 株式会社住友銀行(現・株式会社三井住友銀行) 入行            2013年4月 株式会社三井住友銀行 四国法人 営業部長            2015年4月 公益社団法人大阪フィルハーモニー協会 出向 同協会 常務理事            2019年6月 当社 顧問            2019年6月 取締役常務執行役員(現在に至る)            2020年4月 品質管理部・購買部・経営企画部・総務部・監査部担当(兼)サステナビリティ委員長(兼)コンプライアンス委員長(兼)リスク管理委員長(兼)食品安全衛生委員長            2021年4月 品質管理部・購買部・総務部・監査部担当(兼)コンプライアンス委員長(兼)リスク管理委員長(兼)食品安全衛生委員長(兼)サステナビリティ委員会副委員長            2023年4月 財務部・総務部・監査部担当(兼)コンプライアンス委員長(兼)リスク管理委員長(兼)財務内部統制委員長(兼)食品安全衛生委員長(兼)サステナビリティ委員会副委員長(現在に至る)</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b>            取締役常務執行役員として、財務、総務、監査の担当役員、リスク管理委員長等を務めており、また、経営管理・金融の豊富な知識と経験を有しております。これらのことから引き続き取締役候補者となりました。</p>	

<p>候補者番号 <b>5</b></p>	<p>たぬま なおゆき <b>田沼 直之</b> 1967年12月1日生</p>	<p>所有する当社の株式数 1,600株</p>
 <p><b>再任</b></p>	<p><b>略歴、地位及び担当</b>  1991年4月 当社入社  2017年4月 執行役員 リーガロイヤルホテル(大阪)副総支配人(兼)オペレーション統括部長  2018年3月 理事 株式会社リーガロイヤルホテル広島出向 リーガロイヤルホテル広島総支配人  2019年4月 当社執行役員  2021年4月 経営企画部担当(兼)サステナビリティ委員長  2021年6月 取締役執行役員(現在に至る)、経営企画部・リーガロイヤルホテル広島・リーガロイヤルホテル小倉・リーガプレイス肥後橋・ロイヤルホスピタリティサービス担当(兼)サステナビリティ委員長  2023年4月 関連事業本部担当(兼)関連事業本部長(現在に至る)</p> <p><b>重要な兼職の状況</b>  ロイヤルホスピタリティサービス株式会社：代表取締役社長</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b>  取締役執行役員として、関連事業本部の担当役員、株式会社リーガロイヤルホテル広島及び株式会社リーガロイヤルホテル小倉の社長を務めるなど、ホテル経営に関する豊富な知識・経験を有しております。これらのことから引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
<p>候補者番号 <b>6</b></p>	<p>まつした まさゆき <b>松下 正幸</b> 1945年10月16日生</p>	<p>所有する当社の株式数 0株</p>
 <p><b>再任</b>  <b>社外取締役</b>  <b>独立役員</b></p>	<p><b>略歴、地位及び担当</b>  1968年4月 松下電器産業株式会社(現・パナソニックホールディングス株式会社)入社  1996年6月 同社代表取締役副社長  2000年6月 同社代表取締役副会長  2013年6月 当社取締役(現在に至る)  2017年6月 パナソニック株式会社(現：パナソニックホールディングス株式会社)取締役副会長  2019年6月 同社特別顧問(現在に至る)</p> <p><b>重要な兼職の状況</b>  パナソニックホールディングス株式会社：特別顧問  株式会社ピーエイチピー研究所：代表取締役会長  松下不動産株式会社：代表取締役社長  公益財団法人松下幸之助記念志財団：理事長  株式会社ニュー・オータニ：社外取締役  株式会社ホテルオークラ：社外取締役</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>  永年にわたりパナソニック株式会社(現：パナソニックホールディングス株式会社)の経営に携われ、経営の専門家としての豊富な経験・見識を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、その豊富な経験・見識を活かし、当社の経営全般に対して助言・監督することにより、当社の企業価値の向上に貢献することが期待されます。これらのことから引き続き社外取締役候補者いたしました。  同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年となります。</p>	

<p>候補者番号 <b>7</b></p>	<p>おく まさゆき <b>奥 正之</b> 1944年12月2日生</p>	<p>所有する当社の株式数 0株</p>
 <p><b>再任</b> 社外取締役 独立役員</p>	<p><b>略歴、地位及び担当</b>          1968年4月 株式会社住友銀行(現・株式会社三井住友銀行)入行          2005年6月 株式会社三井住友銀行頭取(代表取締役)(兼)最高執行役員          株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長(代表取締役)          2011年4月 同社取締役会長          2017年4月 同社取締役          2017年6月 同社名誉顧問(現在に至る)          2019年6月 当社取締役(現在に至る)</p> <p><b>重要な兼職の状況</b>          レンゴー株式会社：社外取締役          株式会社テレビ東京ホールディングス：社外取締役          東亜銀行有限公司：非常勤取締役</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>          永年にわたり株式会社三井住友フィナンシャルグループの経営に携わられ、金融・経営の専門家としての豊富な経験・見識を有しておられます。同氏が社外取締役に選任された場合、その豊富な経験・見識を活かし、当社の経営全般に対して助言・監督することにより、当社の企業価値の向上に貢献することが期待されます。これらのことから引き続き社外取締役候補者といたしました。          同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>	

<p>候補者番号 <b>8</b></p>	<p>おざき ひろし <b>尾崎 裕</b> 1950年3月11日生</p>	<p>所有する当社の株式数 0株</p>
 <p><b>再任</b> 社外取締役 独立役員</p>	<p><b>略歴、地位及び担当</b>  1972年5月 大阪瓦斯株式会社入社  2002年6月 同社取締役  2005年6月 同社常務取締役  2008年4月 同社代表取締役社長  2015年4月 同社代表取締役会長  2015年12月 大阪商工会議所会頭  2021年1月 大阪瓦斯株式会社取締役相談役  2021年6月 当社取締役(現在に至る)  2021年6月 大阪瓦斯株式会社相談役(現在に至る)</p> <p><b>重要な兼職の状況</b>  大阪瓦斯株式会社：相談役  塩野義製薬株式会社：社外取締役  日本放送協会：経営委員会委員</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>  永年にわたり大阪瓦斯株式会社の経営に携われ、経営の専門家としての豊富な経験・見識を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、その豊富な経験・見識を活かし、当社の経営全般に対して助言・監督することにより、当社の企業価値の向上に貢献することが期待されます。これらのことから引き続き社外取締役候補者としていたしました。  同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>	
<p>候補者番号 <b>9</b></p>	<p>しらい あや <b>白井 文</b> 1960年5月23日生</p>	<p>所有する当社の株式数 0株</p>
 <p><b>再任</b> 社外取締役 独立役員</p>	<p><b>略歴、地位及び担当</b>  1979年4月 全日本空輸株式会社入社  1993年6月 尼崎市議会議員  2002年12月 尼崎市長  2017年9月 総務省近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議委員(現在に至る)  2022年6月 当社取締役(現在に至る)</p> <p><b>重要な兼職の状況</b>  三洋化成工業株式会社：社外取締役  ブラザー工業株式会社：社外取締役  東洋アルミニウム株式会社：社外取締役</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>  民間企業、地方議会議員、自治体首長、非営利法人等、官民に亘り多彩な経歴と組織を率いた経験を有しております。その豊富な経験・見識を当社の経営に活かし、当社の経営全般に対して助言・監督することにより、当社の企業価値の向上に貢献することが期待されます。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者としていたしました。  同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>	

<p>候補者番号 <b>10</b></p>	<p>おかもと ひろかず <b>岡本 浩和</b> 1971年7月16日生</p>	<p>所有する当社の株式数 0株</p>
<div data-bbox="169 344 394 632" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="238 651 329 681" data-label="Text"> <p><b>新任</b></p> </div> <div data-bbox="238 692 329 715" data-label="Text"> <p>社外取締役</p> </div>	<p><b>略歴、地位及び担当</b></p> <p>1995年4月 株式会社日本長期信用銀行入社          1998年10月 アンダーセン・コンサルティング株式会社(現・アクセンチュア株式会社)入社          2000年2月 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ共同設立 同社取締役          2001年7月 株式会社シンクバンク共同設立 同社取締役          2003年9月 株式会社リサ・パートナーズ取締役          2008年5月 コロンビア大学 ビジネススクール 日本経済経営研究所 客員研究員          2009年6月 株式会社キャタリスト・パートナーズ設立 同社代表取締役(現在に至る)          2010年10月 グリーンオーク・リアルエステート・アドヴァイザーズ株式会社入社          2010年12月 グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社(現・ベントール・グリーンオーク株式会社)取締役          2011年7月 グリーンオーク・リアルエステート・アドヴァイザーズ株式会社代表取締役(現在に至る)          2013年1月 グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社(現・ベントール・グリーンオーク株式会社)常務取締役(現在に至る)</p> <p><b>重要な兼職の状況</b></p> <p>株式会社キャタリスト・パートナーズ：代表取締役          ベントール・グリーンオーク株式会社：常務取締役          グリーンオーク・リアルエステート・アドヴァイザーズ株式会社：代表取締役</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>資本業務提携先であるベントール・グリーンオーク株式会社の常務取締役を務めており、金融、コンサルティング、不動産等、多岐に亘る業界での経歴と起業をした経験を有しておられます。同氏が社外取締役に選任された場合、同社との提携に基づき、当社の競争力強化と成長戦略の実行に貢献することが期待されます。これらのことから新たに社外取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号 <b>11</b>	なかむら としろう <b>中村 俊郎</b> 1982年12月16日生	所有する当社の株式数 0株
 <p data-bbox="241 650 332 718"> <b>新任</b>  <b>社外取締役</b> </p>	<p data-bbox="446 332 642 355"><b>略歴、地位及び担当</b></p> <p data-bbox="446 355 1353 461">         2006年4月 メリルリンチ日本証券株式会社(現・BofA証券株式会社)入社          2015年10月 グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社(現・ベントール・グリーンオーク株式会社)入社          2019年9月 同社取締役(現在に至る)       </p> <p data-bbox="446 476 619 498"><b>重要な兼職の状況</b></p> <p data-bbox="446 498 839 521">ベントール・グリーンオーク株式会社：取締役</p> <hr/> <p data-bbox="446 619 967 642"><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p data-bbox="446 642 1353 748">         資本業務提携先であるベントール・グリーンオーク株式会社の取締役を務めており、証券金融、投資ファンド等の勤務経験を通じて、多岐に亘る企業に対し収益力強化に向けての施策を主導した経験を有しておられます。同氏が社外取締役に選任された場合、同社との提携に基づき、当社の競争力強化と成長戦略の実行に貢献することが期待されます。これらのことから新たに社外取締役候補者といたしました。       </p>	

- (注) 1. 岡本浩和、中村俊郎の両氏は、新任取締役候補者であります。
2. 所有する当社の株式はいずれも普通株式であります。
3. 取締役候補者のうち、松下正幸、奥正之、尾崎裕、白井文、岡本浩和、中村俊郎の6氏は、社外取締役候補者であります。なお、松下正幸、奥正之、尾崎裕、白井文の4氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 取締役候補者奥正之氏は、過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者(主要取引先)の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者であったことがあります。
5. 取締役候補者岡本浩和及び中村俊郎の両氏は、当社の特定関係事業者(主要取引先)であるベントール・グリーンオーク株式会社の業務執行者であります。当社は、同社と資本業務提携契約を締結しており、同社のグループ会社とリーガロイヤルホテル(大阪)の運営委託契約を締結しております。また、当社は同社のグループ会社との間で当社ウェブサイトに掲載の「個別注記表 11. 関連当事者との取引に関する注記」に記載した取引があります。
6. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
7. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中の当該株式会社における法令または定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実等について
- (1) 尾崎裕氏は、大阪ガスケミカル株式会社の取締役に就任しておりましたが、同社は、2019年11月に浄水処理施設等で使用する活性炭の入札案件において、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。  
同氏は、各違反行為の判明までは当該違反行為を認識しておりませんが、平素から取締役会等において法令遵守の視点に立ち注意喚起を行ってまいりました。また、事実の判明後は、再発防止に向けた同社の取り組みの内容を確認しました。
- (2) 白井文氏は、住友精密工業株式会社の社外取締役に就任しておりましたが、同社は、2019年1月に防衛省に対し防衛装備品等にかかる契約に関して費用の過大請求を行っていた事案が判明し防衛省に自発的な申告をいたしました。  
同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち注意喚起をしており、事案発生後は、取締役会等において原因究明のために徹底した調査、再発防止に向けたコンプライアンス体制について提言等を行いました。
8. 社外取締役との責任限定契約について  
松下正幸、奥正之、尾崎裕、白井文の4氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は4氏との間で責任限定契約を締結しております。  
その契約内容の概要は、次のとおりであります。  
・社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。  
4氏の再任が承認された場合、当社は4氏との間で当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。  
また、新任の社外取締役候補者である岡本浩和、中村俊郎の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記内容の責任限定契約を締結予定であります。
9. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員としての業務につき損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、新任の社外取締役候補者岡本浩和及び中村俊郎の両氏は、選任後、被保険者となります。なお、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。
10. 略歴、地位及び担当は、2023年5月12日時点で記載しております。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役眞田政典氏が辞任し、監査役橋本和正氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 <b>1</b>	きた がき ま き <b>北垣 真紀</b> 1960年12月7日生	所有する当社の株式数 0株
 <b>新任</b>	<b>略歴及び地位</b> 2001年3月 当社入社 2007年2月 営業総本部 営業企画部長 2009年4月 リーガロイヤルホテル(大阪)総支配人室長 2010年10月 リーガロイヤルホテル京都 副総支配人(兼)総支配人室長 2014年4月 リーガロイヤルホテル(大阪)セールス統括部 プライダール部長(兼)マーケティング部 プライダール担当部長 2016年12月 株式会社リーガロイヤルホテル東京出向 リーガロイヤルホテル東京副総支配人 2017年4月 当社理事 株式会社リーガロイヤルホテル東京出向 リーガロイヤルホテル東京総支配人 2019年4月 当社執行役員 マーケティング部担当(兼)マーケティング部長 2023年4月 審議役(現在に至る)	
	<b>監査役候補者とした理由</b> リーガロイヤルホテル東京総支配人、マーケティング部長を務めるなど、ホテル運営に関する経験・見識を有していることから、当社の監査役に相応しいと判断したため、新たに監査役候補者といたしました。	

候補者番号 <b>2</b>	くろだ あつし <b>黒田 淳</b> 1959年11月23日生	所有する当社の株式数 0株
 <b>新任</b> 社外監査役 独立役員	<b>略歴及び地位</b> 1982年4月 株式会社住友銀行(現・株式会社三井住友銀行) 入行 2005年6月 株式会社三井住友銀行和歌山法人営業部長 2007年4月 同行天王寺駅前法人営業第一部長 2008年4月 同行天王寺駅前法人営業部長 2010年4月 同行執行役員 本店営業第五部長 2012年4月 同行執行役員 西日本第一法人営業本部長 2013年5月 三井住友ファイナンス&リース株式会社常務執行役員 2016年4月 日本GE合同会社専務執行役員 2016年9月 SMFLキャピタル株式会社取締役専務執行役員 2017年4月 同社代表取締役社長(兼)CEO 2017年4月 三井住友ファイナンス&リース株式会社専務執行役員 2022年6月 同社代表取締役専務執行役員(現在に至る)	
	<b>社外監査役候補者とした理由</b> 永年にわたり金融機関の経営に携われ、その金融・経営の専門家としての豊富な経験・見識を当社の監査に活かしていただけると判断したため、新たに社外監査役候補者となりました。	

- (注) 1. 北垣真紀及び黒田淳の両氏は、新任監査役候補者であります。
2. 黒田淳氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は新たに金融商品取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 黒田淳氏は、2023年6月27日付で三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役専務執行役員を退任予定であります。
4. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 社外監査役との責任限定契約について  
 黒田淳氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。  
 その契約内容の概要は、次のとおりであります。  
 ・社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員としての業務につき損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、北垣真紀及び黒田淳の両氏は、監査役就任後、被保険者となります。なお、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。
7. 略歴及び地位は、2023年5月12日時点で記載しております。

以上

## 1. ロイヤルホテルグループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和され、感染症法上の位置づけの見直しが発表される等、社会経済活動の正常化に向けた動きが進みました。一方、長期化するウクライナ情勢や円安による物価上昇、原材料・エネルギー価格の高騰等、経済の下振れリスクを残し、依然として不透明な状況が続いております。

ホテル業界におきましては、まん延防止等重点措置が解除され、全国自治体による旅行・宿泊割引キャンペーン等が実施され、2022年10月には政府による全国旅行支援が開始されました。また、外国人観光客の入国制限が見直され、訪日外国人数が増加するなど、明るい兆しも見えております。一方、原材料費・光熱費をはじめとした各種コストの上昇により、引き続き厳しい事業環境下に置かれております。

こうした環境下、当社グループはお客様の安全安心を第一に考え、感染予防を徹底したうえで営業活動にあたるとともに、「生産性と業務効率の向上」を柱に、「ホテルビジネスの再構築」、「マーケティング力の強化」、「人事運営の改革」に取り組んでまいりました。

「生産性と業務効率の向上」につきましては、事

務部門の従業員がレストランや宴会場の応援に出向き、接客、会場設営、片付け等を支援する制度を拡充するなど、部門を越えたサポート体制を充実し多役化の練度向上を図りました。また、基幹システムである購買・調理・物販製造のシステム更改を実施いたしました。

「ホテルビジネスの再構築」については、2022年4月に当社グループにとって28年ぶりとなる海外での新ホテル「リーガロイヤル・ラグーナ・グアム・リゾート」がオープンいたしました。さらに、2023年4月には京都市内に3軒目となる新ホテル「リーガプレイス京都 四条烏丸」を開業いたしました。地下鉄「四条」駅から徒歩2分と交通利便性に優れ、観光・ビジネスの拠点として便利な宿泊主体型のホテルです。

「マーケティング力強化」の取り組みとしては、スマートフォン向けアプリを活用した「リーガメンバーズ」の会員数が2023年3月末時点で約26万人と1年前から倍増し、多くのお客様にご利用いただいております。ホテルの宿泊・レストラン・メリッサ・オンラインショップ等のご利用毎にポイントが貯まり、クーポンやキャンペーン情報を定期的に受け取っていただけます。

「人事運営の改革」については、エンゲージメントサーベイ(従業員満足度調査)を継続して実施し、

コロナ禍における従業員のモチベーション維持・向上に努めました。若年層教育の一環として、直属ではない先輩から各種サポートを受ける「メンター制度」をグループホテルに展開いたしました。さらに、女性の視点から働きがいの醸成と働きやすさの整備について考える部門横断チーム(Royal Women's Committee)の活動を、アドバイザーに女性の社外取締役を迎えスタートしました。また、従業員の健康増進にも取り組み、「健康経営優良法人」に3年続けて認定されました。

また、当社は、2023年3月にベントール・グリーンオーク・グループ(注、以下「BGO」)との間で、

- ① 資本業務提携
- ② リーガロイヤルホテル(大阪)の土地、建物の信託受益権等のBGOへの譲渡
- ③ リーガロイヤルホテル(大阪)の運営受託を主な内容とする契約を締結いたしました。

(注)BGOは、カナダの大手生命保険会社グループであるSun Life Financial Inc.傘下の不動産プライベート・エクイティファンドを運営する企業グループです。世界28拠点にオフィスを構え、2022年9月末現在で、ファンドエクイティ総額約800億米ドルを組成しています。日本市場においては、これまでに7,000億円程度の不動産関連資産への投資実績を有しており、今後3,000億円超の資金をホテルアセットに投じることを計画しています。

リーガロイヤルホテル(大阪)は、引き続き当社が

運営するホテルとして営業を継続しながら、BGOによる2025年3月完了を目標とした総額135億円の大規模なリノベーションが行われ、世界最大級のホテル運営会社の一社であるインターコンチネンタルホテルズグループ(IHG Hotels Limited及びIHG Japan (Management) LLCを総称して、以下「IHG」)のソフトブランドである「Vignette Collection」(注)を導入することといたしました。リノベーション完了後は、リーガロイヤルホテル(大阪)の名称を「リーガロイヤルホテル(大阪)-Vignette Collection」に変更したうえでリニューアルオープンすることを予定しております。

(注)Vignette Collectionは、世界100カ国以上で6千軒以上のホテル運営を手掛ける世界最大級のホテル運営会社の一社であるIHGのソフトブランドです。Vignette Collectionは、IHGブランドの中で最上級のラグジュアリーセグメントに位置付けられており、各ホテル独自の展望とストーリーを持った個性的なホテルの構築を目指しています。今回のリーガロイヤルホテル(大阪)への導入が本邦初のVignette Collectionホテルとなります。

本契約締結を決断した経緯、理由等は次のとおりです。

当社は、1935年にリーガロイヤルホテル(大阪)の前身である新大阪ホテルを開業して以降、87年に亘り国内外でホテル運営を手掛けてまいりました。その中でも、1965年に開業した現在のリーガロイヤルホテル(大阪)は、関西財界各社の協力の

もと、約60年に亘り大阪の迎賓館として国賓をはじめ多くのお客様をお迎えしてまいりました。

アフターコロナを見据え、大阪・関西万博やIR開業等で予想されるインバウンド需要の拡大や中之島5丁目地区の再開発への対応について、その道筋を明確化するためには、抜本的な経営戦略の見直しと財務体質の改善が急務であると判断しさまざまな検討を重ねてまいりました。

その結果、当社グループの中核を担うリーガロイヤルホテル(大阪)のブランド価値向上と運営継続を前提として、これまでの資産保有と運営が一体化されたビジネスモデルから、運営に特化したビジネスモデルへの転換を図ることが、将来的な企業価値の向上に最適な戦略であると判断いたしました。

さらに戦略の実現に向けて、BGOとの資本業務提携も含めた検討を行う中で、以下の点から当社の課題解決及び成長戦略に資する内容であると判断いたしました。

- ① リーガロイヤルホテル(大阪)のブランド価値及び競争力向上に必要なリノベーション投資が実現すること
- ② リーガロイヤルホテル(大阪)へのIHGのソフトブランド導入により更なる差別化が図れ、富裕層を中心としたインバウンド対応力の強化が期待できること
- ③ 関西財界の「賓客のための近代的なホテルを大

阪に」という要望から当社が生まれたという歴史的な経緯やビジネスモデルが尊重され、リーガロイヤルホテル(大阪)を再開発する場合にもラグジュアリークラスのフルサービス型ホテルが含まれ、且つ当社によるホテル運営が継続される契約となっていること

- ④ 財務体質の改善と今後の成長資金の確保が可能となること
- ⑤ BGOが取得する優良なホテルに対する運営受託の優先交渉権が得られ、当社の運営ホテル数拡大が期待できること

BGOとの資本業務提携の主な内容は以下のとおりです。

- ① BGOによる当社への資本参加  
BGOが設立した株式取得SPCが、株式会社三井住友銀行が保有する当社のA種優先株式300,000株のうち174,500株を取得し、普通株式を対価とした取得請求権が行使されました。取得請求権の行使後、BGOが保有する総株主の議決権数に占める割合は約33%となりました。なお、当社は、BGOに対して、代表取締役1名を含む当社の取締役2名を指名する権利を付与いたしました。
- ② ホテル展開に関するパイプライン契約の締結  
今後、BGOが取得するホテルに関する運営受託契約等の優先交渉権を当社が保有いたします。これにより、当社は運営に特化したビジネ

スモデルへの転換を図るうえで大きな戦略的アドバンテージを得ることができ、優良な運営物件を効率的に拡大することが可能になると考えております。

リーガロイヤルホテル(大阪)の土地、建物の信託受益権等をBGOへ譲渡後、当社は金融機関からの借入を全額返済するとともに、B種及びC種優先株式の全額償還を行いました。なお、BGOが取得しない残りのA種優先株式は、株式会社三井住友銀行が継続保有する予定です。株式会社三井住友銀行は当社の創業以来の主力取引銀行であり、今後も当社の経営及び財務面をご支援いただく予定です。

また、本譲渡につきまして、当社は、BGOが設立した不動産取得SPCに対して、15億円の匿名組合出資を行いました。

当連結会計年度の売上高は、26,397百万円と前年同期比9,932百万円(60.3%)の増収となりま

した。

損益面では、連結営業損失2,986百万円(前連結会計年度は連結営業損失8,217百万円)、連結経常損失2,129百万円(前連結会計年度は連結経常損失4,550百万円)となりました。リーガロイヤルホテル(大阪)の土地、建物の信託受益権等を譲渡したことに伴い、固定資産売却益15,576百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は13,315百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失4,811百万円)となりました。

なお、配当金につきましては、安定した財務体質への回復途上にあるため、誠に遺憾ではございますが、引き続き無配とさせていただきたく存じます。株主の皆様には引き続きご迷惑をおかけいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。今後も不断の努力により、一層の業績改善を図る所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 連結業績

売上高	経常損失	親会社株主に帰属する当期純利益
<b>26,397</b> 百万円	<b>△2,129</b> 百万円	<b>13,315</b> 百万円

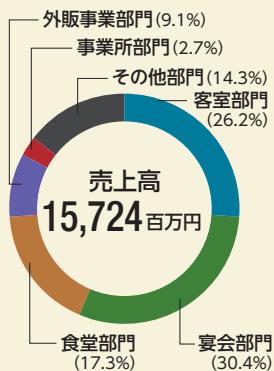
## 事業所別の概要

### 1 リーガロイヤルホテル(大阪)

客室部門売上高は4,127百万円(前年同期は1,854百万円)、宴会部門売上高は4,773百万円(前年同期は2,432百万円)、食堂部門売上高は2,715百万円(前年同期は1,876百万円)となりました。

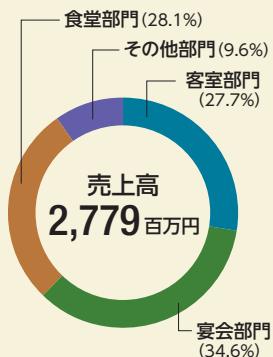
外販事業部門は、売上高1,438百万円(前年同期は1,403百万円)となり、外部レストランなどの営業を行っている事業所部門では、売上高422百万円(前年同期は263百万円)となりました。

これらの結果、リーガロイヤルホテル(大阪)全体の売上高は、15,724百万円(前年同期は9,946百万円)となりました。



### 2 リーガロイヤルホテル東京

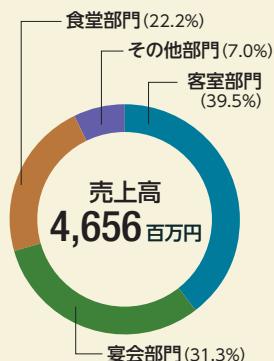
客室部門売上高は768百万円(前年同期は473百万円)、宴会部門売上高は960百万円(前年同期は540百万円)、食堂部門売上高は781百万円(前年同期は560百万円)、全体の売上高は2,779百万円(前年同期は1,840百万円)となりました。



3

リーガロイヤルホテル広島

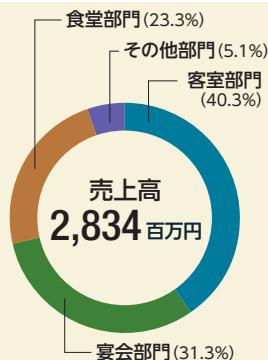
客室部門売上高は1,838百万円(前年同期は980百万円)、宴会部門売上高は1,459百万円(前年同期は903百万円)、食堂部門売上高は1,032百万円(前年同期は636百万円)、全体の売上高は4,656百万円(前年同期は2,815百万円)となりました。



4

リーガロイヤルホテル小倉

客室部門売上高は1,143百万円(前年同期は761百万円)、宴会部門売上高は888百万円(前年同期は408百万円)、食堂部門売上高は660百万円(前年同期は468百万円)、全体の売上高は2,834百万円(前年同期は1,761百万円)となりました。



5

その他

都市センターホテルを運営する株式会社東京ロイヤルホテルの売上高は8百万円(前年同期は10百万円)となりました。また、株式会社リーガプライス肥後橋の売上高は540百万円(前年同期は197百万円)となりました。

## (2) 資金調達の状況

当社は、リーガロイヤルホテル(大阪)の土地、建物の信託受益権等を譲渡したことにより、財務基盤の安定性を高めることができました。その結果、金融機関からの借入を全額返済いたしました。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は667百万円となりました。

主なものは次のとおりであります。

① リーガロイヤルホテル(大阪)	物販システム導入	80百万円
② リーガロイヤルホテル(大阪)	THE RAY改装工事	33百万円
③ リーガロイヤルホテル(大阪)	タワーウイング8階及び中間棟客室トイレ改装工事	28百万円

なお、2023年3月31日付でリーガロイヤルホテル(大阪)の土地、建物の信託受益権等を譲渡しております。

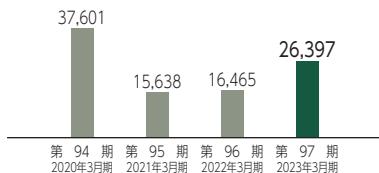
## (4) 財産及び損益の状況の推移

### ① ロイヤルホテルグループの財産及び損益の状況

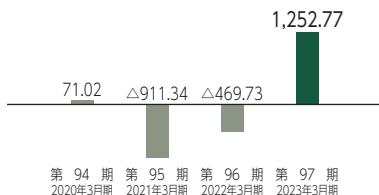
区 分	第 94 期 2020年3月期	第 95 期 2021年3月期	第 96 期 2022年3月期	第 97 期(当期) 2023年3月期
売上高 (百万円)	37,601	15,638	16,465	26,397
経常損失(△) (百万円)	△465	△6,916	△4,550	△2,129
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	727	△9,334	△4,811	13,315
1株当たりの当期純利益又は 1株当たりの当期純損失(△) (円)	71.02	△911.34	△469.73	1,252.77
総資産 (百万円)	62,890	61,867	59,920	32,105
純資産 (百万円)	20,184	10,896	16,088	18,942

- (注) 1. 第94期において、特別利益として受取保険金97百万円、また特別損失として減損損失291百万円、固定資産除却損167百万円を計上しております。
2. 第95期において、特別損失として固定資産除却損93百万円、減損損失92百万円を計上しております。
3. 第96期において、特別利益として投資有価証券売却益15百万円、特別損失として固定資産除却損169百万円、減損損失90百万円等を計上しております。
4. 第97期において、特別利益として固定資産売却益15,576百万円、また特別損失として固定資産除却損84百万円、減損損失31百万円等を計上しております。
5. 1株当たりの当期純利益又は1株当たりの当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式数を控除したもの)により計算しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、第96期及び第97期の売上高は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

売上高 (単位:百万円)



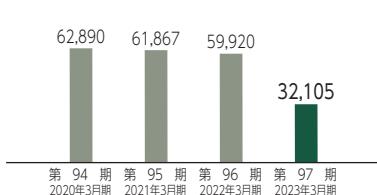
1株当たりの当期純利益又は  
1株当たりの当期純損失(△) (単位:円)



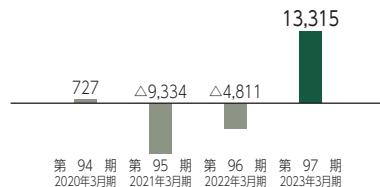
経常損失(△) (単位:百万円)



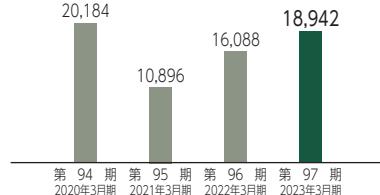
総資産 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益又は  
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)

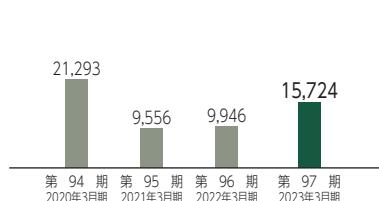


## ② 当社の財産及び損益の状況

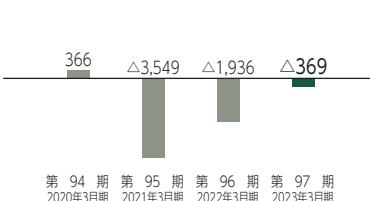
区 分	第 94 期 2020年3月期	第 95 期 2021年3月期	第 96 期 2022年3月期	第 97 期(当期) 2023年3月期
売上高 (百万円)	21,293	9,556	9,946	15,724
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	366	△3,549	△1,936	△369
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	1,184	△9,068	△4,794	13,335
1株当たりの当期純利益又は 1株当たりの当期純損失(△) (円)	115.64	△885.41	△468.09	1,254.60
総資産 (百万円)	57,218	56,239	54,943	27,097
純資産 (百万円)	19,955	10,901	16,119	18,969

- (注) 1. 第94期において、特別利益として受取保険金97百万円、また特別損失として、貸倒引当金繰入額594百万円、固定資産除却損141百万円を計上しております。
2. 第95期において、特別損失として貸倒引当金繰入額3,402百万円、固定資産除却損92百万円を計上しております。
3. 第96期において、特別利益として投資有価証券売却益15百万円、特別損失として貸倒引当金繰入額2,691百万円、固定資産除却損165百万円等を計上しております。
4. 第97期において、特別利益として固定資産売却益15,576百万円、また特別損失として貸倒引当金繰入額1,445百万円、固定資産除却損82百万円等を計上しております。
5. 1株当たりの当期純利益又は1株当たりの当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式数を控除したもの)により計算しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前事業年度の期首から適用しており、第96期及び第97期の売上高は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

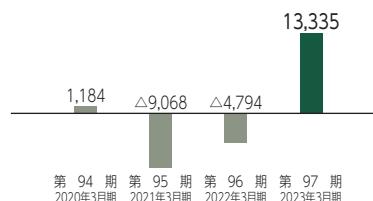
売上高 (単位:百万円)



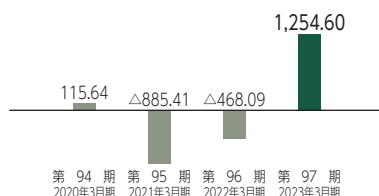
経常利益又は経常損失(△) (単位:百万円)



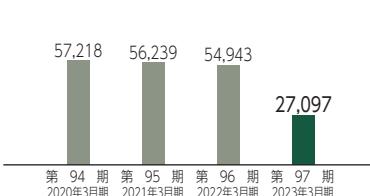
当期純利益又は当期純損失(△) (単位:百万円)



1株当たりの当期純利益又は  
1株当たりの当期純損失(△) (単位:円)



総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



## (5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、長期化するウクライナ情勢や円安による物価上昇、原材料・エネルギー価格の高騰等、依然として不透明な状況が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症による行動制限がなくなり、社会経済活動の正常化に向け大きく前進することが期待されます。

ホテル業界におきましても、原材料費・光熱費の増加による収益の悪化が懸念される一方、訪日外国人客数が増加するなどの明るい兆しも見えております。

こうした環境認識を踏まえ、引き続き「生産性と業務効率の向上」を柱に、「ホテルビジネスの再構築」、「マーケティング力の強化」、「人事運営の改革」に取り組んでまいります。特に「ホテルビジネスの再構築」については、BGOとの資本業務提携等を踏まえ、以下のとおり、これまでの資産保有と運営が一体化されたビジネスモデルから運営に特化したビジネスモデルへの転換を図るとともに、当社グループの中核を担うリーガロイヤルホテル(大阪)のブランド価値向上等に取り組んでまいります。

### ① アセットライトなビジネスモデルでの新規ホテルの展開

新規ホテルの展開は、運営に特化したビジネスモデルで成長するために欠かせないと考えております。本資本業務提携先となるBGOは、国内ホテルアセットに対して約500億円の投資実績があり、今後3,000億円超をホテルアセットに投資することを計画しております。今後、BGOとのパイプライン契約も積極的に活用しながら、国内を主体に優良な運営ホテル数を増加させ、ロイヤルホテルグループとしての展開拡大を図ってまいります。

### ② リノベーションによるブランド価値の向上

リーガロイヤルホテル(大阪)は、2025年3月を完了目途として、リノベーションを行います。リノベーション対象は客室のみならず、宴会場やレストラン、公共エリアも含んでおり、劣化が見られたハード面の全面的な刷新を予定しております。リーガロイヤルホテル(大阪)の伝統や歴史に重きをおいた改修・

---

改装デザインに加えて、IHGのラグジュアリーセグメントのブランド基準を満たす施設となることで、リーガロイヤルホテル(大阪)の競争力を大幅に高めることが期待されます。

これにより、2025年に開催される大阪・関西万博やその後に続くIR開業による収益機会の最大化と、国内外のお客様の満足度の更なる向上に向けた準備が整い、当社グループの中核を担うリーガロイヤルホテル(大阪)のブランド価値向上を図ります。

### ③ インバウンド対応力の強化によるホテルオペレーターとしての能力の向上

リーガロイヤルホテル(大阪)は、IHGのラグジュアリーセグメントであるVignette Collectionの導入にあわせて、IHGが有するグローバル販売網を最大限に活用することで、海外富裕層をはじめとした新たな顧客層を取り込みます。IHGが運営する会員組織「IHG One Rewards」は全世界で1億人以上の会員数を誇り、この会員組織を活用することで、当社の海外マーケットにおける販売ネットワークを充実させることができます。アフターコロナのインバウンド需要は従前以上に増加することを見込んでおり、その需要を効率的に取り込める仕組みを速やかに構築してまいります。また、リーガロイヤルホテル(大阪)で培ったホテルオペレーターとしての各種ノウハウをグループホテルに横展開することで、ロイヤルホテルグループ全体の競争力強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## (6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

- ① 宿泊施設の経営
- ② 食堂・宴会場の経営
- ③ スポーツ施設の経営
- ④ 食料品の販売

## (7) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

事業所名	所在地
リーガロイヤルホテル(大阪)	大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガグラン京都	京都市南区東九条西山王町1番地
リーガロイヤルホテル東京	東京都新宿区戸塚町1丁目104番地19
リーガロイヤルホテル広島	広島市中区基町6番78号
リーガロイヤルホテル小倉	北九州市小倉北区浅野2丁目14番2号

## (8) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ① ロイヤルホテルグループの使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)
1,678 (498)	△154 (125)

### ② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
994 (342)	△102 (84)	44.0	19.1

- (注) 1. ①、②とも使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 臨時使用人数の増加は、前期において新型コロナウイルス感染拡大の影響による行動制限が緩和され、宴会及びレストラン等の売上が増加したことによるものであります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社リーガロイヤルホテル東京	10	100.0	ホテル業
株式会社リーガロイヤルホテル広島	6	75.3	ホテル業
株式会社リーガロイヤルホテル小倉	6	76.1	ホテル業
株式会社東京ロイヤルホテル	49	100.0(27.3)	ホテル業
ロイヤルホスピタリティサービス株式会社	10	100.0	ホテル附帯事業
株式会社リーガプレイス肥後橋	10	100.0	ホテル業

(注) 出資比率の( )は内書で間接保有の出資比率であります。

## (10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

## (11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社グループは2023年3月31日付でリーガロイヤルホテル(大阪)の土地、建物の信託受益権等を譲渡したことに伴い、B種優先株式及びC種優先株式の全株式を取得し消却したため、その他資本剰余金が10,492百万円減少しております。

## 2.株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

普通株式	20,000,000株
A種優先株式	300,000株
B種優先株式	40,000株
C種優先株式	160,000株

### (2) 発行済株式の総数

普通株式	15,303,369株(自己株式29,650株を含む)
A種優先株式	125,500株

### (3) 株主数

普通株式	12,209名
A種優先株式	1名

### (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
Blossoms Holding HK Limited	普通株式 5,031	32.7
アサヒビール株式会社	普通株式 1,961	12.7
森トラスト株式会社	普通株式 1,953	12.7
サントリーホールディングス株式会社	普通株式 1,026	6.7
株式会社三井住友銀行	普通株式 292 A種優先株式 125 合計 417	2.7
関電不動産開発株式会社	普通株式 410	2.7
大阪瓦斯株式会社	普通株式 292	1.9
株式会社竹中工務店	普通株式 276	1.8
日本生命保険相互会社	普通株式 161	1.0
三井住友海上火災保険株式会社	普通株式 156	1.0

(注) 1. 持株比率は自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。  
2. A種優先株式は、無議決権株式であります。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

2023年3月31日付で、A種優先株式174,500株が普通株式に転換され、普通株式の発行済株式総数が5,031,718株増加しました。また、同日付でB種優先株式40,000株及びC種優先株式160,000株を強制償還により全株取得し、全て消却いたしました。

### 3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4.会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
※ 取締役社長	蔭 山 秀 一	中之島ホテルプロジェクト委員長	株式会社倉敷国際ホテル:社外取締役 株式会社芝パークホテル:社外取締役 エレコム株式会社:社外取締役
※ 取締役 常務執行役員	植 田 文 一	セールス統括部・ホテル製品事業部・マーケティング部・ITシステム部担当(兼)経営企画部副担当	
※ 取締役 常務執行役員	荻 田 勝 紀	京都事業部・財務部・人事部・リーガロイヤルホテル京都担当(兼)財務内部統制委員長(兼)サステナビリティ委員会副委員長	
取 締 役 常務執行役員	浅 沼 吉 正	品質管理部・購買部・総務部・監査部担当(兼)コンプライアンス委員長(兼)リスク管理委員長(兼)食品安全衛生委員長(兼)サステナビリティ委員会副委員長	
取 締 役 執行役員	田 沼 直 之	経営企画部・リーガロイヤルホテル広島・リーガロイヤルホテル小倉・リーガプレイス肥後橋・ロイヤルホスピタリティサービス担当(兼)サステナビリティ委員長	株式会社リーガロイヤルホテル広島:代表取締役社長 株式会社リーガロイヤルホテル小倉:代表取締役社長 株式会社リーガプレイス肥後橋:代表取締役社長 ロイヤルホスピタリティサービス株式会社:代表取締役社長
取 締 役 執行役員	中 川 智 子	リーガロイヤルホテル(大阪)総支配人	
取 締 役	松 下 正 幸		パナソニックホールディングス株式会社:特別顧問(その他の兼職の状況は後記「社外役員の重要な兼職の状況等」に記載のとおりであります。)
取 締 役	奥 正 之		(兼職の状況は後記「社外役員の重要な兼職の状況等」に記載のとおりであります。)
取 締 役	尾 崎 裕		大阪瓦斯株式会社:相談役(その他の兼職の状況は後記「社外役員の重要な兼職の状況等」に記載のとおりであります。)
取 締 役	白 井 文		(兼職の状況は後記「社外役員の重要な兼職の状況等」に記載のとおりであります。)
常 勤 監 査 役	五 弓 博 文		
常 勤 監 査 役	眞 田 政 典		
監 査 役	橋 本 和 正		株式会社関西みらい銀行:会長(その他の兼職の状況は後記「社外役員の重要な兼職の状況等」に記載のとおりであります。)
監 査 役	北 川 健 太 郎		大阪弁護士会 弁護士(その他の兼職の状況は後記「社外役員の重要な兼職の状況等」に記載のとおりであります。)

- (注) 1. ※は代表取締役であります。  
 2. 中川智子氏は、2023年3月31日付で取締役を辞任いたしました。  
 3. 取締役松下正幸、奥正之、尾崎裕、及び白井文の4氏は社外取締役であります。なお、4氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。  
 4. 監査役橋本和正及び北川健太郎の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。  
 5. 監査役橋本和正氏は、金融機関において永年の経験を有し、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 社外監査役が法定の員数を欠くこととなる場合に備えるため、2022年6月28日開催の第96期定時株主総会において補欠の社外監査役として松本浩氏(公認会計士)が選任されております。

### ① 当事業年度中に就任した役員

2022年6月28日開催の第96期定時株主総会において、中川智子及び白井文の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

### ② 当事業年度中に退任した役員

2022年6月28日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役中村雅昭氏は、任期満了により退任いたしました。

### ③ 当事業年度の末日後の役員の異動

氏名	新		旧		異動年月日
	地位	担当	地位	担当	
蔭山 秀一	代表取締役 社長	—	代表取締役 社長	中之島ホテルプロジェクト委員長	2023年4月1日
植田 文一	代表取締役 常務執行役員	ホテル運営本部担当(兼)ホテル運 営本部長	代表取締役 常務執行役員	セールス統括部・ホテル製品事業 部・マーケティング部・ITシステム 部担当(兼)経営企画部副担当	2023年4月1日
荻田 勝紀	代表取締役 常務執行役員	経営企画部・ITシステム部・人事部 担当(兼)サステナビリティ委員長	代表取締役 常務執行役員	京都事業部・財務部・人事部・リーガ ロイヤルホテル京都担当(兼)財務 内部統制委員長(兼)サステナビリ ティ委員会副委員長	2023年4月1日
浅沼 吉正	取締役 常務執行役員	財務部・総務部・監査部担当(兼)コン プライアンス委員長(兼)リスク 管理委員長(兼)財務内部統制委員 長(兼)食品安全衛生委員長(兼)サ ステナビリティ委員会副委員長	取締役 常務執行役員	品質管理部・購買部・総務部・監査部 担当(兼)コンプライアンス委員長 (兼)リスク管理委員長(兼)食品安 全衛生委員長(兼)サステナビリ ティ委員会副委員長	2023年4月1日
田沼 直之	取締役 執行役員	関連事業本部担当(兼)関連事業本 部長	取締役 執行役員	経営企画部・リーガロイヤルホテル 広島・リーガロイヤルホテル小倉・ リーガプレイス肥後橋・ロイヤルホ スピタリティサービス担当(兼)サ ステナビリティ委員長	2023年4月1日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月29日開催の第80期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

### ① 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

### ② 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員としての業務につき損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。但し、被保険者の犯罪行為や被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の額の決定方針に関する事項

#### (i) 当該方針の決定の方法

当該方針を決定するにあたっては、全社外取締役、代表取締役社長、及び人事担当取締役で構成された任意の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

#### (ii) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株

主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給します。目標となる業績指標は、中期経営計画と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。但し、安定した財務体質の回復が成し遂げられるまでの間、業績連動報酬等の支給は見合わせる取扱いとします。また、報酬は金銭によるものとし、非金銭報酬等の支給は行いません。

安定した財務体質の回復が成し遂げられた後は、業務執行取締役の個人別の報酬等の額に占める金銭報酬及び業績連動報酬等の割合について、各職責を踏まえて、指名・報酬委員会において適宜審議を行い、その審議結果を踏まえて取締役会で決定することとします。

(iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多様な観点から検討を行っているため、取締役会もその審議結果を、適切性を有するものであり、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

2006年6月29日開催の第80期定時株主総会において、取締役の金銭報酬の額を20名以内に対し年額400百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査役の金銭報酬の額を5名以内に対し年額96百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名、監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	107 ( 18)	107 ( 18)	—	—	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	26 ( 10)	26 ( 10)	—	—	4 (2)
計 (うち社外役員)	134 ( 28)	134 ( 28)	—	—	15 (6)

(注) 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2022年6月28日開催の第96期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

## (6) 社外役員に関する事項

## ① 社外役員の重要な兼職の状況等(2023年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	関係
社外取締役	松下正幸	パナソニックホールディングス株式会社	特別顧問	
		株式会社ピーエイチピー研究所	代表取締役会長	
		松下不動産株式会社	代表取締役社長	
		公益財団法人松下幸之助記念志財団	理事長	
		株式会社ニュー・オータニ	社外取締役	*1
		株式会社ホテルオークラ	社外取締役	*2
	奥正之	レンゴー株式会社	社外取締役	
		株式会社テレビ東京ホールディングス	社外取締役	
		東亜銀行有限公司	非常勤取締役	
	尾崎裕	大阪瓦斯株式会社	相談役	
		塩野義製薬株式会社	社外取締役	
		日本放送協会	経営委員会委員	
	白井文	三洋化成工業株式会社	社外取締役	
ブラザー工業株式会社		社外取締役		
東洋アルミニウム株式会社		社外取締役		
社外監査役	橋本和正	株式会社関西みらい銀行	会長	
		シスメックス株式会社	社外取締役(監査等委員)	
	北川健太郎	大阪弁護士会	弁護士	
		NCホールディングス株式会社	社外取締役(監査等委員)	

- \*1 株式会社ニュー・オータニは、当社と同一の事業目的をもった会社であります。  
 \*2 株式会社ホテルオークラは、当社と同一の事業目的をもった会社であります。  
 (注) 奥正之氏は、2023年3月30日付で中外製薬株式会社の社外取締役を退任いたしました。

## ② 社外役員の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 等
社 外 取 締 役	松 下 正 幸	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、議案・審議等につき必要に応じて発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、人材戦略、役員報酬体系に関して意見を表明し、議論を活性化することで社外取締役としての役割を果たしております。
	奥 正 之	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、議案・審議等につき必要に応じて発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、人材戦略、役員報酬体系に関して意見を表明し、議論を活性化することで社外取締役としての役割を果たしております。
	尾 崎 裕	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、議案・審議等につき必要に応じて発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、人材戦略、役員報酬体系に関して意見を表明し、議論を活性化することで社外取締役としての役割を果たしております。
	白 井 文	取締役就任後、当事業年度に開催した取締役会10回のうち9回出席し、議案・審議等につき必要に応じて発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、人材戦略、役員報酬体系に関して意見を表明し、議論を活性化することで社外取締役としての役割を果たしております。
社 外 監 査 役	橋 本 和 正	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、また当事業年度に開催した監査役会11回のうち10回出席しました。金融・経営の専門家としての経験等を踏まえて、必要に応じ経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行うとともに、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議を行っております。
	北 川 健 太 郎	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、また当事業年度に開催した監査役会11回全てに出席しました。主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行うとともに、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議を行っております。

## (7) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 45百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりません。  
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)に係る対価の支払いはありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合には、監査役会は会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中、億円単位の記載金額は億円未満、百万円単位の記載金額は百万円未満、株式数は表示単位未満を切り捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(32,105)	(負債の部)	(13,162)
流動資産	17,305	流動負債	5,387
現金及び預金	14,363	買掛金	726
売掛金	2,045	未払費用	1,610
原材料及び貯蔵品	307	契約負債	607
その他	590	賞与引当金	388
貸倒引当金	△0	その他	2,054
固定資産	14,799	固定負債	7,774
有形固定資産	812	リース債務	38
建物及び構築物	320	長期預り金	2,357
その他	492	退職給付に係る負債	5,330
無形固定資産	266	繰延税金負債	19
ソフトウェア	264	その他	29
その他	1	(純資産の部)	(18,942)
投資その他の資産	13,720	株主資本	18,972
投資有価証券	221	資本金	100
匿名組合出資金	1,500	資本剰余金	10,342
長期差入保証金	11,916	利益剰余金	8,591
繰延税金資産	2	自己株式	△61
その他	90	その他の包括利益累計額	△29
貸倒引当金	△11	その他有価証券評価差額金	47
		退職給付に係る調整累計額	△76
資産合計	32,105	負債純資産合計	32,105

百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		26,397
売上原価		5,722
売上総利益		20,675
販売費及び一般管理費		23,661
営業損失(△)		△2,986
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
雇用調整助成金	895	
協力金収入	220	
その他の収益	93	1,219
営業外費用		
支払利息	346	
その他の費用	15	362
経常損失(△)		△2,129
特別利益		
固定資産売却益	15,576	15,576
特別損失		
固定資産除却損	84	
減損損失	31	
投資有価証券評価損	2	118
税金等調整前当期純利益		13,328
法人税、住民税及び事業税	13	
法人税等調整額	△0	12
当期純利益		13,315
親会社株主に帰属する当期純利益		13,315

百万円未満は切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(27,097)	(負債の部)	(8,127)
流動資産	20,908	流動負債	3,735
現金及び預金	13,064	買掛金	425
売掛金	1,130	リース債務	28
原材料及び貯蔵品	226	未払金	607
前払費用	104	未払費用	831
短期貸付金	9,673	未払法人税等	11
その他	198	未払消費税等	899
貸倒引当金	△3,488	契約負債	354
固定資産	6,188	預り金	301
有形固定資産	414	賞与引当金	216
建物	19	その他	58
機械装置	16	固定負債	4,392
車両運搬具	0	リース債務	1
工具、器具及び備品	346	長期預り金	689
リース資産	31	退職給付引当金	3,649
無形固定資産	260	繰延税金負債	27
電話施設利用権	0	その他	23
ソフトウェア	260	(純資産の部)	(18,969)
投資その他の資産	5,513	株主資本	18,921
投資有価証券	221	資本金	100
匿名組合出資金	1,500	資本剰余金	10,342
関係会社株式	84	その他資本剰余金	10,342
長期貸付金	9,592	利益剰余金	8,540
長期差入保証金	189	その他利益剰余金	8,540
その他	30	繰越利益剰余金	8,540
貸倒引当金	△6,105	自己株式	△61
資産合計	27,097	評価・換算差額等	47
		その他有価証券評価差額金	47
		負債純資産合計	27,097

百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		15,724
売上原価		3,877
売上総利益		11,847
販売費及び一般管理費		12,756
営業損失 (△)		△908
営業外収益		
受取利息及び配当金	214	
雇用調整助成金	500	
協力金収入	128	
その他の収益	58	902
営業外費用		
支払利息	349	
その他の費用	13	362
経常損失 (△)		△369
特別利益		
固定資産売却益	15,576	15,576
特別損失		
貸倒引当金繰入額	1,445	
固定資産除却損	82	
投資有価証券評価損	2	1,529
税引前当期純利益		13,677
法人税、住民税及び事業税	342	
法人税等調整額	△0	341
当期純利益		13,335

百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社 ロイヤルホテル  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 山田 徹 雄  
公認会計士 雨河 竜 夫

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ロイヤルホテルの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロイヤルホテル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適

正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社 ロイヤルホテル  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 山田 徹 雄  
公認会計士 雨河 竜 夫

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロイヤルホテルの2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)ならびに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、資本業務提携等による事業環境の変化に対する取り組みについて、監査役会として引き続き注視してまいります。

2023年5月12日

株式会社ロイヤルホテル 監査役会

常勤監査役 五 弓 博 文 ㊞

常勤監査役 眞 田 政 典 ㊞

社外監査役 橋 本 和 正 ㊞

社外監査役 北 川 健 太 郎 ㊞

以上

# 安全・安心で持続可能な社会の実現に向けて



私たちは「持続可能な社会」を実現するために、SDGs(持続可能な開発目標)を重視しながら課題に取り組み、社会的責任を果たしてまいります。

## 環境

### プラスチック製品の使用量削減について

環境負荷の軽減に対する社会的責任を果たすため、当社では継続的にプラスチック製品の使用量削減を進めてまいりました。一部アメニティの設置取りやめや、代替素材製品への切り替えに続き、歯ブラシとヘアブラシについては再生プラスチックを使用した製品を用いるとともに、使用後の製品を回収して新しい製品を製造する水平リサイクルをグループホテルで開始いたしました。今後も継続的に使用量削減への取り組みを推進いたします。



## 環境

### 食品廃棄物から作るたい肥で栽培したお米を従業員食堂で提供開始

2022年11月からパートナー企業2社との協同により、リーガロイヤルホテル(大阪)の食品廃棄物から作るたい肥を利用して栽培したお米を従業員食堂で提供しています。「食品関連事業者」「再生利用事業者」「農業生産者」が食の循環システムを構築することで、食べ物の無駄をなくし、化学肥料や農薬を削減した環境保全型農業の取り組みを応援しています。



## 環境

### 客室内ダイレクトリーを紙からデジタルへ移行

各グループホテルで客室内ダイレクトリー(館内ご案内)を、紙の冊子からお客様ご自身のスマートフォンなどでQRコードを読み取ってご覧いただくデジタル形式へ順次変更しています。お客様の利便性を高めるとともに、紙資源の消費量削減に努めてまいります。

## 健康

### 健康経営優良法人2023認定

従業員の健康管理を健康的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人に与えられる「健康経営優良法人2023」にリーガロイヤルホテルグループは、2021年、2022年に続き3年連続で認定されました。

## ジェンダー

### 女性活躍推進チーム 「Royal Women's Committee」を発足

ホテルの各部門で活躍する女性スタッフがメンバーとなり、様々な角度からキャリア構築や働き方について検討するチームを2022年4月に発足しました。女性活躍に必要なキャリア構築や働き方について議論を深めるとともに、メンバーからのアイデアを基に女性特有の疾病への啓蒙活動を実施するなど、女性がいきいきと輝いて働ける職場づくりへの取り組みを継続しています。



## 健康

### 従業員の禁煙支援実施により喫煙率が大幅に低下

2020年に勤務時間中全面禁煙実施の目標を掲げ、禁煙セミナー開催、禁煙補助薬や禁煙外来受診の為の費用補助等の支援策を実施してまいりました。これにより従業員喫煙率は19.7%と大幅に低下、目標通り2022年10月に喫煙室を全て撤去することができました。引き続き禁煙支援を行い、社員の健康増進に努めてまいります。

## ジェンダー

### 男性用トイレ個室に サニタリーボックスを導入

リーガロイヤルホテル(大阪)では、病気治療中の方やご高齢のお客様などが、尿とりパッドやおむつ等の衛生用品の処分に困ることなく、より快適にホテルへお越しいただけるよう、男性用トイレ個室に「サニタリーボックス」を設置いたしました。2022年秋から社内で検討を開始、実際に困った経験のある従業員の声も参考に、手洗いスペースではなく、よりプライバシーに配慮した各個室への導入に至りました。今後、グループホテルへの展開も検討してまいります。



## リーガロイヤルホテルグループ

### リーガロイヤルホテル(大阪)の 135億円を投じる大規模改装を発表

2023.1

改装は、客室のみならず、宴会場やレストラン、公共エリアを含むハード面の全面的な刷新を予定しており、2025年、「リーガロイヤルホテル(大阪)-Vignette Collection」としてリニューアルオープンする予定です。伝統や歴史に重きをおいた改修・改装デザインに加えて、ソフトブランドとして導入するインターコンチネンタルホテルズのラグジュアリーセグメントのブランド基準を満たす施設となることで、快適性を向上させ、一層の魅力アップを目指します。

### 京都市内3軒目の展開

#### 「リーガプレイス京都 四条烏丸」開業

2023.4.1

「てらす」をコンセプトに、ご滞在中の食事や、ロビーを彩るアンティーク家具など、さまざまな楽しみをご用意し、お客様の心を明るく、そして温かく「てらす」新たなホテルが誕生しました。地下鉄「四条」駅より徒歩約2分と交通利便性に優れた客室95室の宿泊主体型ホテルです。当社は、今後も、事業成長の柱の一つとして、さらなる多ホテル展開に注力してまいります。



## リーガロイヤルホテル(大阪)

### 「THE RAY」グランドオープン

2022.12

オーセンティック・フュージョン(正統×融合)をテーマにしたレストラン「THE RAY」がグランドオープン。代々受け継がれてきたホテルレストランの技術と伝統を土台に、ここでしか味わえない革新的な料理体験を融合したレストランが誕生しました。店名にもあるように「一筋の光」をテーマにレストラン全体をデザイン。無駄な要素を限りなく排除し「削ぎ落とす美学」を徹底した空間設計で、五感を研ぎ澄まし、料理の本質に深く向き合える食体験をお愉しみいただけます。さらに、年間を通じてさまざまなクリエイターとのコラボレーションを実施し、五感を刺激する体験を生み出します。



光の演出を用いた階段が店内へ続く



料理イメージ

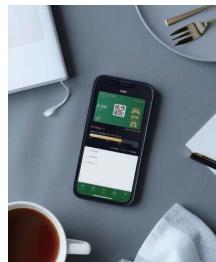


## リーガメンバーズ NEWS

### 会員数26万人を突破

2023.4

グループ全13ホテルの宿泊やレストラン等の利用でポイントが貯まり、利用すればするほどお得な特典やサービスを受けられる会員サービス「リーガメンバーズ」。2023年4月に会員数26万人を突破しました。今後もオフィシャルアプリへのクーポン・キャンペーンの配信などで、お客様のホテルライフを充実させる様々な情報を提供してまいります。



## リーガロイヤルホテル東京

### 1日1室限定「快眠ステイプラン」

2022.10～

ご宿泊のお客様に、より気持ち良く眠っていただきたいという思いから「快眠」を実際に体感していただける1日1室限定の宿泊プランが誕生。睡眠時のスタイルに着目



し、「入眠角度」という新習慣を提供するパラマウントベッドの「Active Sleep」で入眠をサポートし、寝心地の良さが実証されたUCHINOの「マシュマロガーゼ®パジャマ」により快眠をサポート。通常のホテルライフに、最先端のテクノロジーを活かした快眠アイテムを取り入れることで、ワンランク上の眠りを提案します。

## リーガロイヤルホテル広島

### チャペルコンサートシリーズ 第1回を開催

2022.10

「息をのむほど美しい日本の美しいチャペルベスト100」にも選出されているホテル自慢の「チャペル リュヴェール」にて無料音楽イベントをスタート。記念すべき第1回として『パンフルー



ートの調べ～ヴァージナルの響きとともに～を開催しました。天井高7m、大きな窓の外には鮮やかな緑が広がる開放的なチャペル内に美しい音色が響き渡り、多くのお客様を魅了。本イベントを通して、ご宿泊のお客様だけでなく、近隣にお住まいの皆様に向けて感性を刺激する、より一層豊かなひとときをお届けします。今後のコンサートのラインアップにもご期待ください。

## リーガロイヤルホテル京都

### 回転展望レストランで味わう近江牛と 京都食材の贅沢モーニング

2023.4～

「フレンチダイニング トップ オブ キョウト」では、京都の食材や日本三大和牛である滋賀県の近江牛を取り入れた、こだわりのフレンチ朝食へとメニューを一新。メイン料理の「近江牛と京都美山町の卵のクロックマダム風オープンサンド」は、目の前でグリユイエールチーズをかけて仕上げ、贅沢な気分が味わえます。朝食から「美味しい」ものをしっかりと食べてほしいという思いから、シェフが日々探求しながら選んだ食材で新メニューを考案。朝日が差し込む回転展望レストランでの朝食は一日の始まりにふさわしく、素敵なおひとときをお過ごしいただけます。



## リーガロイヤルホテル小倉

### 開業30周年を迎えました

2023.4.27

“北九州市のランドマークホテル”として誕生してから、国内外の来賓をお迎えするとともに、地元の方々にも愛され、この度開業30周年を迎えました。これを記念してお客様への感謝と未来に繋がる期待を込めて、北九州市で活躍する企業とコラボレーションした商品やサービスを提供する他、さまざまな味わいを届けるレストランでの記念メニューなどをご用意。「北九州のモノ・ヒト・コトの魅力」を最大限に発信し、街のブランド力発信の一翼を担いながら、アニバーサリーを盛り上げてまいります。



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

「」参考

## 株主優待制度のご案内





**ご飲食優待券**  
 飲食料金

**20%OFF**

本券1枚につきホテル直営レストラン・バー1回のご利用とさせていただきます。1回のご利用対象金額は15万円(税金・サービス料別)<割引額3万円(税金・サービス料別)>を限度とさせていただきます。





**ご宿泊優待券**  
 シンプルステイプラン(素泊り・変動料金)

**15%OFF**

2023年6月末発送の優待券のご優待内容について、従来の「正規料金の50%割引」から「変動料金の15%割引」に変更するとともに、当社ウェブサイトからもご予約いただけるよう変更し、利便性の向上を図ります。ウェブサイトのアドレス等、詳細は後日発送いたします優待券及び優待券のご案内をご覧ください。





**ご婚礼優待券**  
 披露宴のお料理・お飲物料金

**8%OFF**

1件のご婚礼につき1枚のご利用とさせていただきます。お料理につきましては、ホテル直営の宴会料理、レストランウエディングの直営レストラン料理に限りです。本券のご利用はホテルに直接お申込をいただいた場合に限りです。

※他の割引制度・ホテル発行のホテル券及びパッケージ商品ならびに当社ウェブサイト以外の外部ウェブサイトで提供しているプラン等をご利用の場合には優待券はお使いいただけません。

### 優待券の送付時期・有効期間

3月末現在の株主様

送付時期  
**6月下旬**

有効期間 ご送付後  
**12月31日まで**

9月末現在の株主様

送付時期  
**12月中旬**

有効期間 ご送付後  
**翌年7月10日まで**

### ご優待基準

毎年3月末・9月末現在の株主の方にご所有株式数に応じてそれぞれ下記の枚数のご優待券を贈呈いたします。

ご所有株式	 ご宿泊優待券	 ご飲食優待券	 ご婚礼優待券
100株以上	10枚	6枚	2枚
200株以上	15枚	9枚	3枚
500株以上	20枚	12枚	4枚
1,000株以上	40枚	24枚	8枚
5,000株以上	50枚	30枚	10枚
10,000株以上	75枚	45枚	15枚

ご飲食優待券は、次の直営レストラン・バーでご利用いただけます。

**リーガロイヤルホテル(大阪)**

大阪市北区中之島5丁目3番68号  
TEL (06) 6448-1121

レストラン シャンボール 29階  
THE RAY アネックス7階  
オールデイダイニング リモネ 1階  
鉄板焼・焼肉 なにわ 地下1階  
中国料理 皇家龍鳳 ウエストウイング15階  
日本料理 なかのしま 30階  
カウンター割烹 みおつくし 地下2階  
リーチバー 1階  
セラーバー 地下2階  
メインラウンジ 1階  
レストラングラントック 大阪国際会議場12階

**リーガロイヤルホテル京都**

京都市下京区東堀川通り塩小路下  
松明町1  
TEL (075) 341-1121

フレンチダイニングトップオブキョウト 14階  
オールデイダイニング カザ 1階  
懐石フランス料理 グルマン橋 地下1階  
鉄板焼 葵 地下1階  
中国料理 皇家龍鳳 地下1階  
バー グラナダ 地下1階  
ラウンジ 1階

**リーガロイヤルホテル東京**

東京都新宿区戸塚町1丁目104番地19  
TEL (03) 5285-1121

ダイニング フェリオ 1階  
中国料理 皇家龍鳳 1階  
鉄板焼 みや美 1階  
京料理たん熊北店 Directed by M.Kurisu 1階  
セラーバー 1階  
ガーデンラウンジ 1階

**リーガロイヤルホテル広島**

広島市中区基町6番78号  
TEL (082) 502-1121

レストラン シャンボール 33階  
日本料理 鯉城 6階  
寿司 旬菜 酒仙 6階  
鉄板焼なにわ 6階  
チャイニーズダイニング リュウ 6階  
ダイニングルオーレ 1階  
スカイダイニング リーガトップ 33階

**リーガロイヤルホテル新居浜**

愛媛県新居浜市前田町6番9号  
TEL (0897) 37-1121

フランス料理レストラン シャトウ 8階  
日本料理 夕桐 1階  
鉄板焼 夕桐 1階  
中国料理 龍鳳 1階  
バー アゼリア 3階  
スカイビュッフェ リーガトップ 8階

**リーガロイヤルホテル小倉**

北九州市小倉北区浅野2丁目14番2号  
TEL (093) 531-1121

鉄板焼 なにわ 28階  
中国料理 龍鳳 2階  
オールデイダイニング リートス 2階  
皿倉 1階  
レストラン シャンボール 28階  
セラーバー 1階  
ラウンジ チボリ 1階

**リーガロイヤルグラン沖縄**

沖縄県那覇市旭町1番地9  
TEL (098) 867-3331

ダイニング ナインティーン 14階

※但し、お持ち帰り商品は除かせていただきます。

お問い合わせは  
株式会社ロイヤルホテル  
総務部

TEL 06-6448-1125



# ご参考



## リーガロイヤルホテル グループ&アソシエイト ホテルズ

●印のホテルで株主優待券が  
ご利用いただけます。



リーガロイヤルホテル広島  
[広島・基町] ●  
TEL(082)502-1121



リーガロイヤルホテル(大阪)  
[大阪・中之島] ●  
TEL(06)6448-1121



リーガロイヤルホテル京都  
[京都・京都駅西側] ●  
TEL(075)341-1121

リーガプレイス肥後橋  
[大阪・肥後橋]  
TEL(06)6447-1122



リーガロイヤルホテル小倉  
[福岡・小倉駅前] ●  
TEL(093)531-1121



リーガロイヤルホテル東京  
[東京・早稲田] ●  
TEL(03)5285-1121

都市センターホテル  
[東京・千代田区]  
TEL(03)3265-8211

リーガホテルゼスト高松  
[香川・高松]  
TEL(087)822-3555



リーガロイヤルグラン沖縄  
[沖縄・那覇] ●  
TEL(098)867-3331



リーガロイヤルホテル新居浜  
[愛媛・新居浜] ●  
TEL(0897)37-1121



リーガグラン京都  
[京都・京都駅南側] ●  
TEL(075)662-1121

リーガプレイス京都 四条烏丸  
[京都・四条烏丸]  
TEL(075)342-1121

リーガロイヤル  
ラグーナ・グアム・リゾート  
[米国・グアム]  
TEL 1-671-646-2222

宿泊予約専用フリーダイヤル:0120-116180  
月～金/9:00～18:00 土・日・祝日/10:00～16:00

## 【株式に関するお手続きについて】

株式に関するお手続きは、ご所有の株式が、①証券会社の口座に記録されている場合と、②特別口座に記録されている場合で、下記のとおり異なりますので、各窓口にご照会ください。

証券会社の口座に記録された株式	
お手続き、ご照会の内容	お問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・単元未満株式の買取・買増請求</li> <li>・届出住所・姓名などのご変更</li> <li>・配当金の受領方法・振込先のご変更</li> </ul>	<p>口座を開設されている証券会社</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送物の発送と返戻に関するご照会</li> <li>・支払期間経過後の配当金に関するご照会</li> <li>・株式事務に関する一般的なお問い合わせ</li> </ul>	<p>株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p>

特別口座に記録された株式	
お手続き、ご照会の内容	お問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・単元未満株式の買取・買増請求</li> <li>・特別口座から証券口座への振替請求</li> <li>・届出住所・姓名などのご変更</li> <li>・配当金の受領方法・振込先のご変更</li> </ul>	<p>特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送物の発送と返戻に関するご照会</li> <li>・支払期間経過後の配当金に関するご照会</li> <li>・株式事務に関する一般的なお問い合わせ</li> </ul>	<p>株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p>

## 株主メモ

### 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

### 定時株主総会

毎年6月開催

### 基準日

定時株主総会 毎年3月31日  
 期末配当 毎年3月31日  
 中間配当 毎年9月30日  
 そのほか必要があるときは、予め公告して定めた日

### 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
 三井住友信託銀行株式会社

### 株主名簿管理人 事務取扱場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

### 郵便物送付先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

### 電話照会先

☎0120-782-031

### インターネットホームページURL

<https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>

### 公告の方法

電子公告により公告します。< <http://www.rihga.co.jp> >但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告をすることとします。

### 上場金融商品取引所

東京証券取引所(スタンダード市場)

# 株主総会会場略図

当会社

リーガロイヤルホテル(大阪)

2階・桐の間

所在地：大阪市北区中之島  
5丁目3番68号

電話：06-6448-1121

## 電車をご利用の場合

- 京阪電車中之島線  
中之島駅 直結
- JR大阪環状線  
福島駅 より徒歩約15分
- JR東西線  
新福島駅 の2番出口より徒歩約8分
- 阪神電車阪神本線  
福島駅 の西3番出口より徒歩約8分

本株主総会におきましては、お土産の配布、及び待合室でのお飲み物等のご提供は行っておりません。

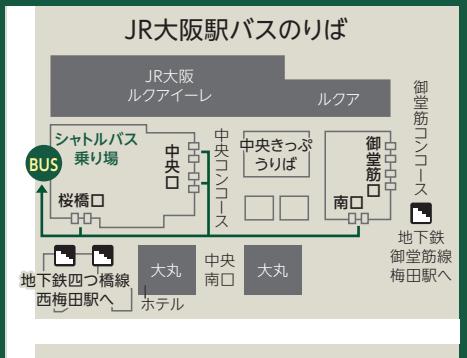
リーガロイヤルバスのご案内  
リーガロイヤルホテル(大阪)～  
JR大阪駅間を循環

乗り場：JR大阪駅西側(高架下南寄り)

大阪駅発

7:45～10:00及び 21:00～22:15は 毎時15分間隔発
10:00～21:00は 毎時6分間隔発

(注)営業状況等により減便する場合がございます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

